

## 147 プレジャーボートの放置艇

### はじめに

プレジャーボートは人々が海に親しむ機会を増やし、海・船への興味・関心をより一層高める機会を提供しています。他方、プレジャーボートの中には、水域管理者により認められた施設や区域以外の場所に、正当な権原に基づかずに係留・保管されている船舶、または水域管理者の認めた施設や区域に係留されているものの、施設使用許可等の手続きを経ずに不正に係留されている船舶、いわゆる放置艇があります。放置艇は、地震・津波・高潮・洪水などの災害時には、転覆等による船舶の航行障害、油の流出、港湾や漁港の背後への流出による二次被害の発生など、国民の暮らしや経済活動に様々な問題を引き起こします。放置艇を解消することは重要な課題であるといえます。



津波による背後地への流出

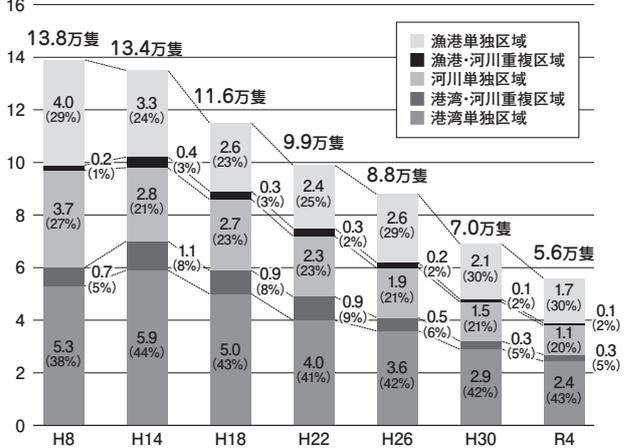
### これまでの放置艇対策の取り組み

国土交通省及び水産庁では、平成8年度より、港湾・河川・漁港の三水域を対象として「プレジャーボート全国実態調査」を実施し、各水域における係留・保管及び放置に関する実態の把握を行っています。

平成25年5月には、「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」を策定しました。平成25年度から10年間で計画期間に定め、港湾・河川・漁港の三水域内において、計画期間満了時に放置艇をゼロ隻とするとともに、新たな放置艇発生の未然防止を図ることを目標とし、水域管理者をはじめとする関係者と連携して、マリナーやボートパーク、フィッシャリーナ等の整備による「係留・保管能力の向上」と放置等禁止区域等の指定等の「規制措置」を両輪とした放置艇対策を推進してきました。

このような取り組みの成果として、三水域の放置艇数は平成8年度調査での約13.8万隻から令和4年度調査では約5.6万隻へ大きく減少しています（約6割減）。他方、地域ごとに細かく見ると、ゼロに近いところまで着実に減少した地域がある一方、逆に増加した地域があるなど、地域によって状況に差異がみられることも分かっています。このため、水域管理者が所管する地域における実情を十分に踏まえた対策により、放置艇が及ぼす影響を早期に解消することを目指す必要があります。

(単位：万隻)



各水域の放置艇数の推移

### 今後の放置艇対策

令和5年度に有識者や行政関係者からなる「プレジャーボートの放置艇対策の推進に向けた検討会」を開催しました。そのなかで、水域管理者をはじめとする関係者が今後取り組むべき方向性を示した、「三水域（港湾・河川・漁港）におけるプレジャーボートの適正な管理を推進するための今後の放置艇対策の方向性」を令和6年3月に策定しました。

今後の放置艇対策において、すべての放置艇の解消の最終的な目標は堅持しつつ、地域にとって支障となる放置艇については、概ね10年程度を目途に解消することを目標とし、次に示す3つの視点を念頭に置いて優先的に対策に取り組むこととしています。

- ①各水域が所在する地域の実情を踏まえた対策の推進  
各水域が所在する地域によって放置艇を巡る状況に差異がみられることから、地域の実情を踏まえてハード・ソフト両面からきめ細やかに対策を実施。また、大幅に放置艇を削減した事例など他の水域管理者等の参考となる事例を収集し、関係者間で幅広く共有することにより、ノウハウ・知識の共有・伝承に努める。
- ②水域管理者の管轄を超えた広域的な連携の推進  
これまで取り組んできた水域間の連携に加えて、特に都道府県を跨ぐ広域的な連携にも取り組む。
- ③官民の緊密な連携の推進

水域管理者の負担の軽減につながる民間事業者の関わり方を、臨機にかつ積極的に考えていく必要があるため、民間事業者が参画しやすい、また参画することでメリットを感じるような環境の整備。

### おわりに

国土交通省では、今後も引き続き、水域管理者を中心とする関係者と緊密に連携し、1日も早い放置艇の解消に向け、取り組みを進めてまいります。